

第5期 うしくエコオフィス行動計画



令和4年3月

牛久市

令和4年6月改訂版

◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆

第1章 計画策定の背景及び基本事項	1～9
1 背景	
(1)地球温暖化の影響.....	1
(2)地球温暖化問題に向けた国内外の動向	2
(3)本市の取り組み	3
2 計画の基本事項	
(1)計画の目的	3
(2)計画期間と基準年度	3
(3)計画の対象範囲	3～4
(4)対象とする温室効果ガス.....	5
(5)計画の位置づけ	6
(6)SDGs(持続可能な開発目標)との関わり	6～8
(7)国民運動「COOL CHOICE」との関わり.....	8～9
第2章 前計画(第4期計画)の取り組み状況	10～16
1 計画期間	10
2 重点取り組み項目と目標	10
3 計画期間における実績	10～16
第3章 第5期計画の方針及び目標	17～19
1 取り組み方針	17
2 温室効果ガスの削減目標	18～19
(1)算定対象とする範囲	18
(2)温室効果ガスの削減目標の考え方	18
(3)温室効果ガスの削減目標	19
第4章 具体的取り組み	20～23
1 取り組み内容	20～23
第5章 進行管理と推進体制	24～26
1 計画の進行管理.....	24
2 計画の推進体制.....	24～26



第1章 計画策定の背景及び基本事項

1 背景

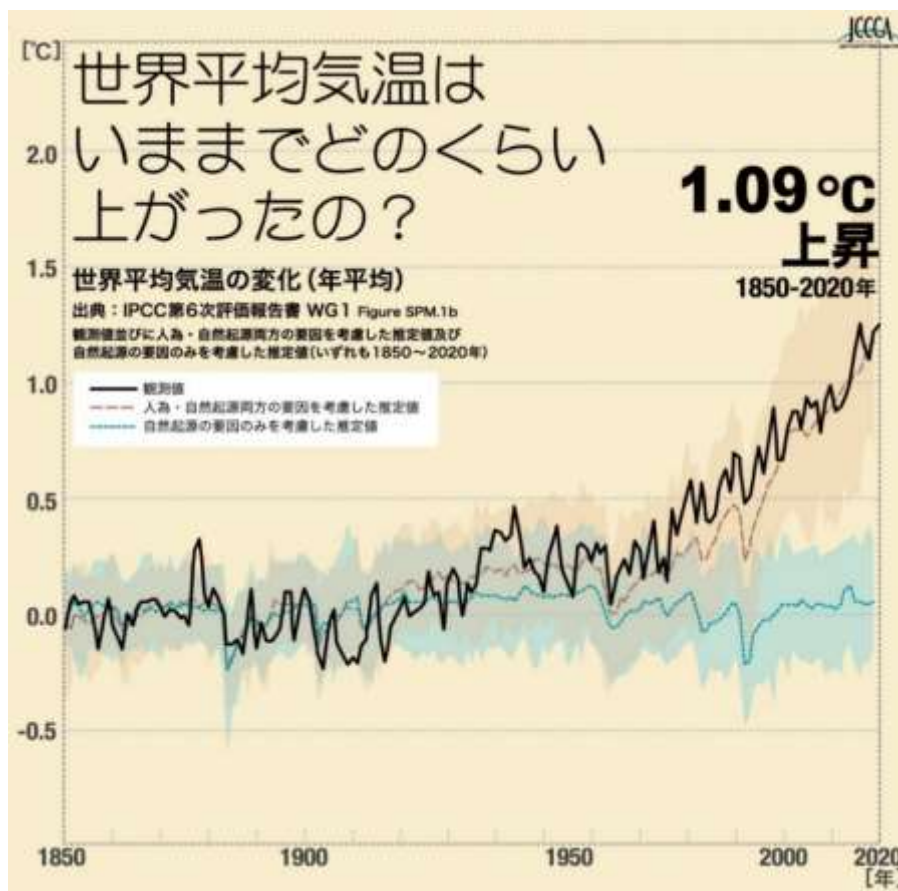
(1) 地球温暖化の影響

いま世界では、気候変動に伴う自然災害の頻発化や甚大化、プラスチックごみ問題[※]、生物多様性の喪失など様々な問題が深刻化しています。特に急速な地球温暖化は、気温上昇だけでなく熱中症や感染症といった健康被害のリスクの増加、海面上昇による国土消失の危機、大気や水環境の悪化といった様々な悪影響を引き起こしており、危機的な状況となっています。

地球温暖化を引き起こす要因となる温室効果ガスについて、法的拘束力のある数値目標を定めた京都議定書が採択されたのを受け、地球温暖化の防止を目的とする地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)が1998(平成10)年に制定されました。温対法では、国・地方公共団体・事業者・国民がそれぞれ果たすべき役割を明確にするとともに、責務についても定めています。

※プラスチックごみ問題とは…自然分解にかなりの時間を要するプラスチックがリサイクル・リユースせずにごみとして海などに放出され、そのまま残り続けて海洋汚染を引き起こすことや、小さくなったプラスチックごみを魚や鳥が食べ、食物連鎖によって人体に影響を及ぼしたりすることなどをさします。

【世界の平均気温の変化】



出典)IPCC 第6次評価報告書・JCCCA ウェブサイトから引用

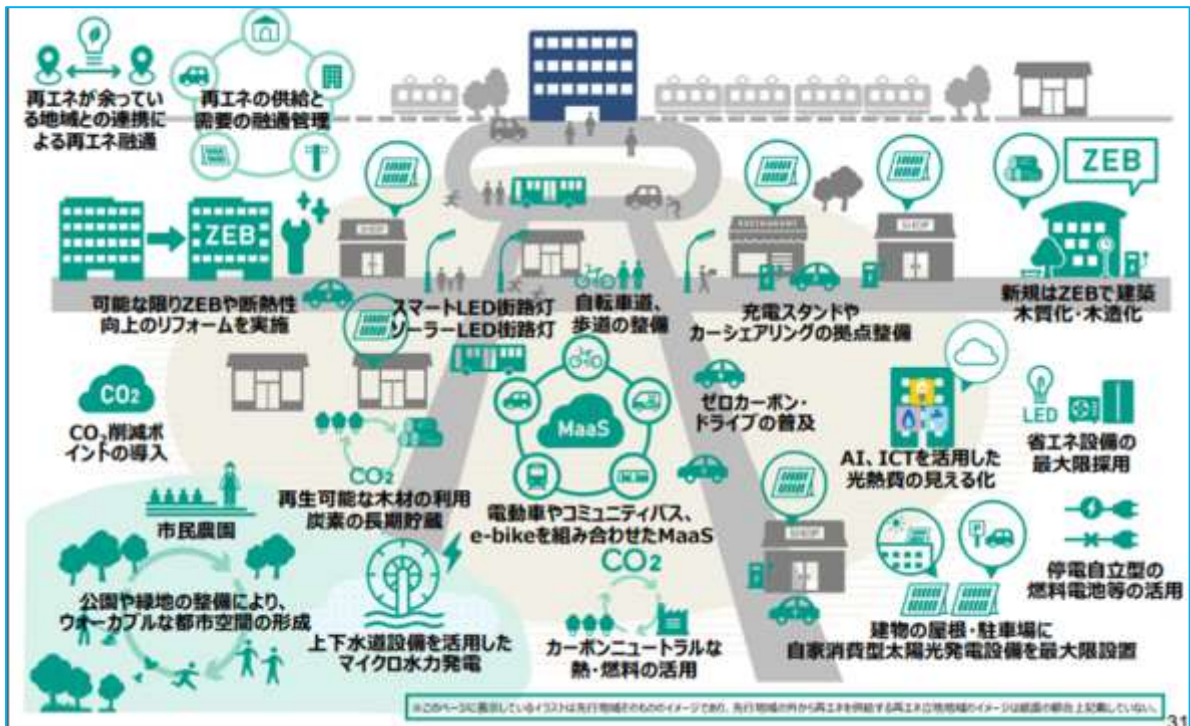
(2) 地球温暖化問題に向けた国内外の動向

2015(平成27)年にニューヨークで開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」を軸とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、社会・経済・環境に関する様々な課題を2030(令和12)年に向けて総合的に開発するという強い意志が共有されました。さらに同年、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催され、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以内に抑える努力を追求するための法的拘束力を持った国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されています。

パリ協定に基づき、温室効果ガスの排出量を2050年頃までに実質ゼロにする動きが広がっており、この動きはカーボンニュートラル、ゼロカーボンなど様々な呼称で呼ばれています。我が国も2020(令和2)年10月に、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとして、今後少なくとも100か所の脱炭素先行地域で地域の特性に応じた積極的な取り組みを実施するとしています。

また、2021(令和3)年8月には「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が第6次評価報告書を公表し、その中で初めて地球温暖化の原因が人間の活動であることに疑う余地はないと断言されており、地球の未来は私たち一人ひとりの意識や行動にかかっているといえます。

【脱炭素先行地域のイメージ】



出典)国・地方脱炭素実現会議資料より引用

(3)本市の取り組み

本市では「うしくエコオフィス行動計画」（以下、「本計画」という。）を2001（平成13）年度に策定し、市民や事業者の自主的な実践行動へつなげるべく、市の事務事業において排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを実施してきました。これまでの削減実績は以下のとおりとなります。

【第1期から第4期までの削減実績】

期別	基準年度	計画期間	二酸化炭素削減実績
第1期	1999(平成11)年度	2001(平成13)年度 ～2005(平成17)年度	10.0%削減
第2期	2005(平成17)年度	2006(平成18)年度 ～2010(平成22)年度	6.4%増加
第3期	2010(平成22)年度	2011(平成23)年度 ～2015(平成27)年度	7.0%削減
第4期 ※	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度 ～2020(令和2)年度	9.0%削減

※第4期については、牛久市地球温暖化対策実行計画と改定時期を合わせるため、当初の予定より1年延長し、2021(令和3)年度まで実施しました。

2 計画の基本事項

(1)計画の目的

温対法第21条において、都道府県及び市町村は自らが実施する事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものと規定されています。

本計画では、市の事務事業における環境負荷を低減し、循環型へと移行させるための具体的な取り組みを定めており、市が地球環境保全のため自ら率先して行動することにより、市民及び事業者の自主的な行動の促進に寄与することを目的としています。

(2)計画期間と基準年度

本計画の期間は2022(令和4)年度から2026(令和8)年度の5年間とします。

なお計画期間中であっても、必要に応じて目標や取り組み等を見直すものとします。

(3)計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業、市の事務事業を行う全ての組織とし、対象施設は、市が事務事業活動を展開する全ての施設とします。

●組織一覧

※2022年4月1日現在



(4) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法で対象としている7種類(表-1参照)のうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。それ以外の4種類については、排出がない又は排出量が極めて少ないため対象外とします。

なお二酸化炭素の排出は、電気やガスなどのエネルギー使用に伴うエネルギー起源によるものと、廃プラスチック類の焼却等に伴う非エネルギー起源によるものがあります。

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	7,390 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄(SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素(NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

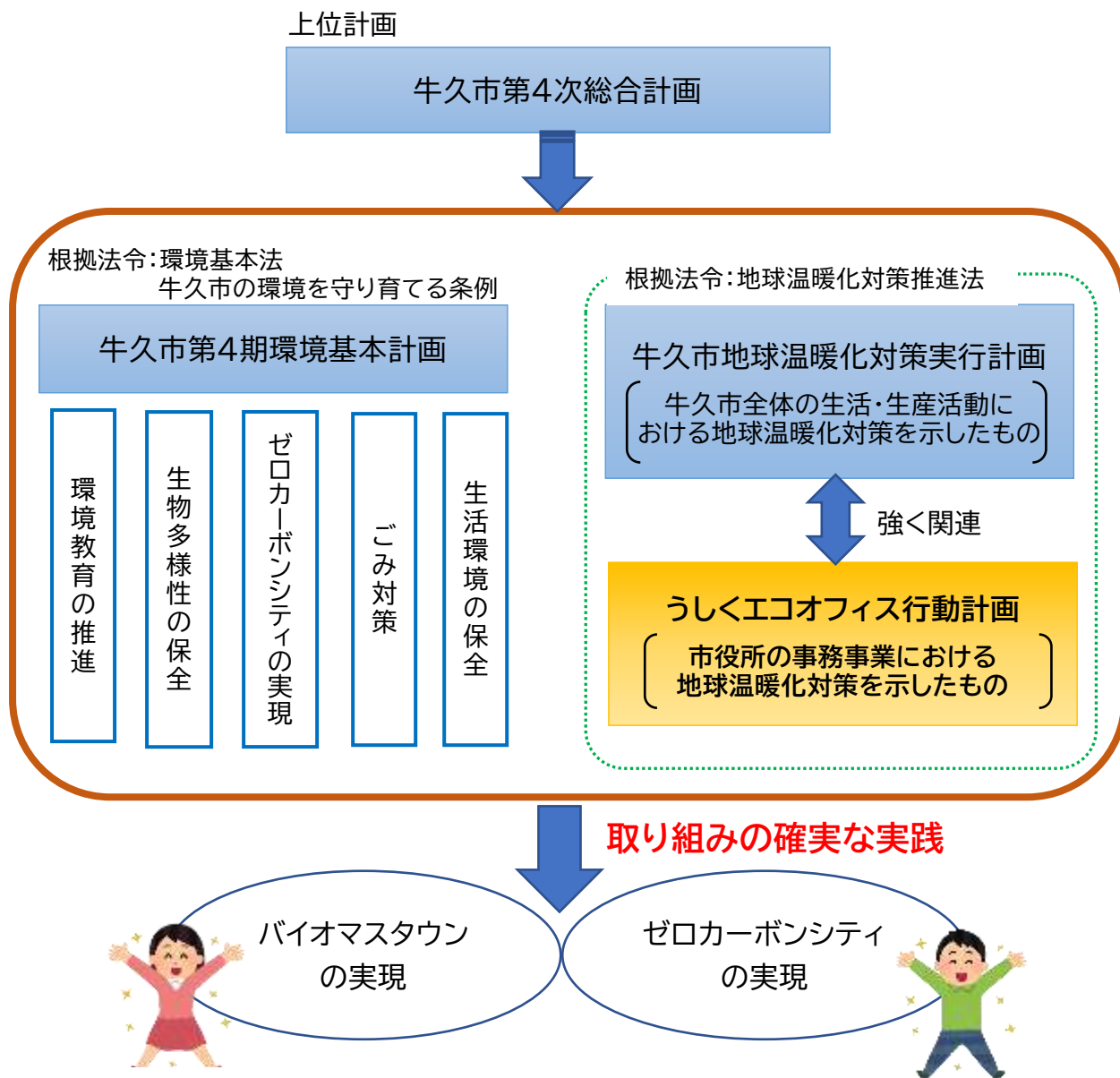
参考: 全国地球温暖化防止活動推進センターHP

表-1 温対法で対象とする温室効果ガス

(5) 計画の位置づけ

本計画は温対法第21条において策定することが規定されている、市の事務事業(市役所の業務全般)に係る温室効果ガスの排出量を削減するための措置に関する計画として位置づけられます。

なお本計画は、上位計画である牛久市第4次総合計画や関連する他の計画との整合性を図りつつ推進するものとします。



(6) SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える様々な問題を解決すべく、2030(令和12)年までに達成すべき具体的な目標である SDGs(持続可能な開発目標)が立てられました。SDGsは明るい未来を作るための17のゴール(目標)と169のターゲット(取り組み・手段)で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、国際社会共通の目標となっています。

【持続可能な開発目標(SDGs)の詳細】

	<p>目標1 貧困をなくそう 世界中のあらゆる形の貧困を終わらせる。</p>		<p>目標10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差をなくす</p>
	<p>目標2★飢餓をゼロに 飢えをなくし、安定して食料を手に入れられるよう、環境を守りながら農業を推進する</p>		<p>目標11★住み続けられるまちづくり すべての人が安全に暮らせる地域をつくる</p>
	<p>目標3★すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々に対し健康で幸せな生活を確保する</p>		<p>目標12★つくる責任 つかう責任 生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をする</p>
	<p>目標4★質の高い教育をみんなに すべての人々が公平に質の高い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広げる</p>		<p>目標13★気候変動に具体的な対策を 気候変動から地球を守るため、今すぐ行動する</p>
	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう 男女平等を実現し、すべての女性と女児の能力を伸ばし可能性を広げる</p>		<p>目標14★海の豊かさを守ろう 海の資源を守り、大切に使用する</p>
	<p>目標6★安全なトイレを世界中に すべての人が安全な水とトイレを利用できるようにし、継続して管理できるようにする</p>		<p>目標15★陸の豊かさを守ろう 砂漠化を防ぎ、森林や生態系を守る生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>目標7★エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々が手ごろで安全な近代的エネルギーを継続して使えるようにする</p>		<p>目標16 平和と公正をすべての人に 平和ですべての人が受け入れられ、法や制度で守られる社会づくり</p>
	<p>目標8★働きがいも経済成長も すべての人が生産性と働きがいのある、人間らしい仕事ができるようにする</p>		<p>目標17★パートナーシップで目標を達成しよう すべての国が目標を達成するために努力し、すべての人が協力し合う</p>
	<p>目標9★産業と技術革新の基盤をつくろう 災害に強いインフラ(産業や社会生活の基盤)を整え、新しく技術を開発し安定した産業化を進める</p>	<p>★は環境に直接的に関連するとされている目標</p>	

17のゴールのうち、次ページに示した5つのゴールは、本計画を含む各種の計画の推進によって達成されるゴールであることを認識し、取り組みを進めていきます。

【本計画と特にかかわりの深い SDGs のゴール】

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>すべての人が、電気やガスなどのより新しいエネルギーを安い価格で安定して使えるようにすることを目指す目標です。</p> <p>電気やガスなどのエネルギーを安定供給するためには、石油等の化石燃料に頼らず、太陽光や風力、水力等の再生可能エネルギーの使用を増やすことが重要です。環境負荷が少なく、持続的にエネルギーを使用できるよう、2030年までに世界全体でエネルギー効率を倍増させることも掲げています。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p>経済成長と人々の健康で安全な暮らしの両立を実現するため、社会の基盤となる水道や鉄道、ガス・電気、インターネットなどのインフラを持続可能でかつ災害に強く、環境破壊をもたらさないものにするための目標です。</p> <p>また、その利用の際は、価格を安くし、すべての人が平等に使用できることを目指します。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>これまでの生産と消費の形態への反省から、すべての国が一人当たりの食品廃棄量を全体で半分に減らすこと、化学物質や廃棄物を大気・水・土壌に流れ出すことを食い止めること、3R(ごみを減らし、再利用し、資源化すること)を促進することを目指す目標です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動がもたらす危険や自然災害に対する備えを強化し、災害に強く、災害から回復する力を高めることを目指す目標です。気候変動やその影響を止めるためには、すべての国が今すぐ行動を起こす必要があり、気候変動のための対策を国の政策や戦略、計画に組み込むことが必要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>森林、湿地、山地、乾燥地や内陸にある淡水などの陸の生態系を守り、持続可能な方法で利用することや、森林の適切な維持管理を通じて砂漠化に対処し、森林破壊や土地の劣化を防いで再生することを目指します。</p> <p>また、生物多様性が失われることを防ぐため、絶滅危惧種を一刻も早く保護したり、密漁や動植物の違法な取引をなくす措置を講じることも含まれます。</p>

(7) 国民運動「COOL CHOICE」との関わり

急速な地球温暖化に対し、世界各国で2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする動きが広まっています。

我が国も2050年カーボンニュートラル宣言を行い、その実現過程として、2030年度に基準年度である2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指すことを表明しています。



ゼロカーボンの達成に向け、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択を日常生活の様々な場面で行う国民運動「COOL CHOICE」が提唱され、具体的な行動のヒントをリスト化したものとして「ゼロカーボンアクション30」が取りまとめられています。本計画では「ゼロカーボンアクション30」に基づいた様々な取り組みを率先して実施し、この動きが市域全体へ広がることを目指します。

【実践しよう！「ゼロカーボンアクション 30」】

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。できるところから取り組んでみましょう。

エネルギーの節約・転換

1. 再エネ電気への切り替え
2. クールビズ・ウォームビズ
3. 節電行動の実践
4. 節水対策の実施
5. 省エネ家電の導入
6. 宅配サービスの再配達抑制
7. スマートメーター等を利用した消費エネルギーの見える化



食品ロスをなくそう

17. 食事を食べ残さない
18. 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
19. 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活の実践
20. コンポスト等の活用による生ごみの減量化

省エネ・再エネ設備付きの住宅に住もう

8. 太陽光パネルの設置
9. 消費エネルギーが実質ゼロとなる、ZEH（ゼッチ）住宅の購入・新築の検討
10. 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォームの実施
11. 蓄電池や畜エネ給湯器の導入・設置
12. 暮らしに木材を取り入れる
13. 住宅の購入や賃貸は省エネ物件を選択
14. テレワークやオンライン会議を活用した働き方の工夫。

サステナブルなファッションを

21. 今持っている服を長く大切に着的
22. 長く着られる服をじっくり選ぶ
23. 環境に配慮した服を選ぶ

3R(リデュース・リユース・リサイクル)

24. 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らし、マイバッグ、マイボトル等を使う
25. 修理や補修をし、繰り返し使う
26. フリマ・シェアリングの活用
27. ごみの分別処理による資源化



CO₂の少ない交通手段を選ぼう

15. 移動における公共交通の活用(スマートムーブ)
16. 電気自動車等の次世代自動車の導入(ゼロカーボン・ドライブ)



CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう

28. 環境に配慮した、脱炭素型の製品・サービスの選択
29. 個人による環境に配慮した企業等への投資(ESG 投資)の実施

環境保全活動に積極的に参加しよう

30. 植林やごみ拾い等の活動への積極的参加



第2章 前計画(第4期計画)の取り組み状況

前計画(第4期計画)の温室効果ガス排出削減目標等は以下のとおりです。

1 計画期間

基準年度：2015(平成27)年度

計画期間：2016(平成28)年度から2020(令和2)年度まで(5年間)※

※牛久市地球温暖化対策実行計画と改定時期を合わせるため、計画期間は上記のとおりですが、実施期間としては当初の予定より1年延長し、令和3年度まで実施しました。

2 重点取り組み項目と目標

重点取り組み項目	目標
①環境に配慮した物品の購入の推進	物品の購入に当たっては必要最小限とし、環境に配慮した物品の購入に努める
②庁舎等におけるエネルギー使用量の削減	市役所におけるエネルギー使用量について、現状比で2015(平成27)年度実績値を上回らない。
③用紙類等の使用量の削減	用紙類の使用量(A4サイズ換算)について、現状比で2015(平成27)年度実績値を上回らない。
④ごみ減量の推進	市役所から排出するごみの量について、現状比で2015(平成27)年度実績値を上回らない。

3 計画期間における実績

・エネルギー別使用量の状況

	H27年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
電気(kwh)	15,739,246	15,831,649	15,553,856	15,259,826	14,860,011	14,518,750
都市ガス(m ³)	159,168	177,904	165,825	177,651	185,391	179,154
LPガス(m ³)	19,317	21,132	19,623	16,299	17,238	15,297
水道(m ³)	196,230	240,472	177,308	173,836	181,564	165,687
灯油(L)	94,498	75,303	82,322	72,800	70,035	32,048
ガソリン(L)	46,276	53,737	52,170	47,750	51,945	41,719
軽油(L)	42,136	50,984	52,513	49,966	52,146	28,005

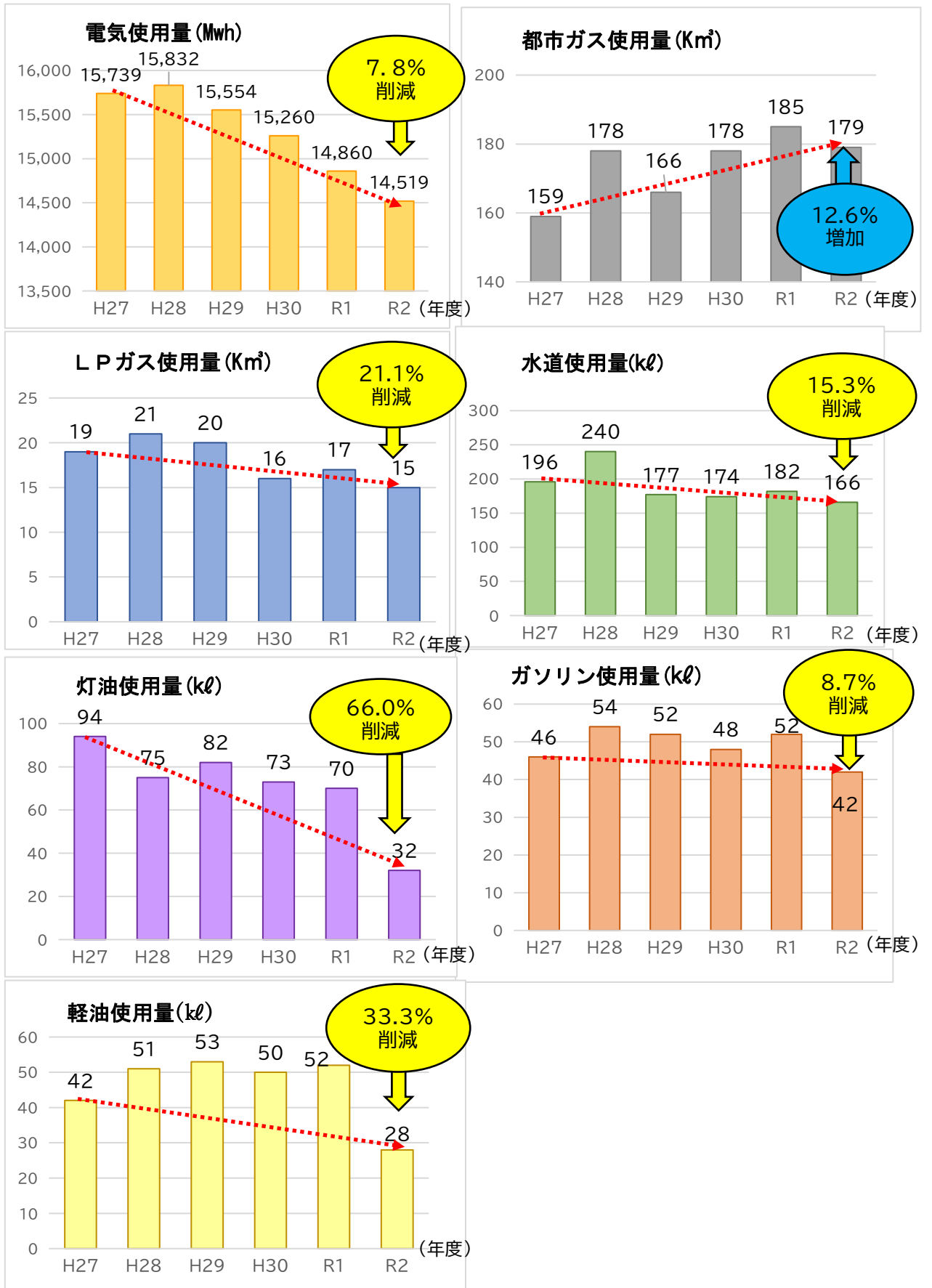


図 2-1 エネルギー別使用量の推移

・エネルギー別二酸化炭素排出量の状況

	H27 年度 (基準年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度
電気	8,656,585	8,707,407	8,554,621	8,392,904	8,173,006	7,985,313
都市ガス	354,945	396,726	369,790	396,162	413,422	399,513
LPガス	126,526	138,413	128,532	106,757	112,911	100,193
水道	113,813	139,474	102,839	100,825	105,307	96,099
灯油	235,300	187,505	204,982	181,272	174,387	79,800
ガソリン	107,360	124,670	121,034	110,780	120,512	96,787
軽油	108,711	131,539	135,484	128,912	134,537	72,253
計	9,703,240	9,825,734	9,617,282	9,417,612	9,234,082	8,829,958

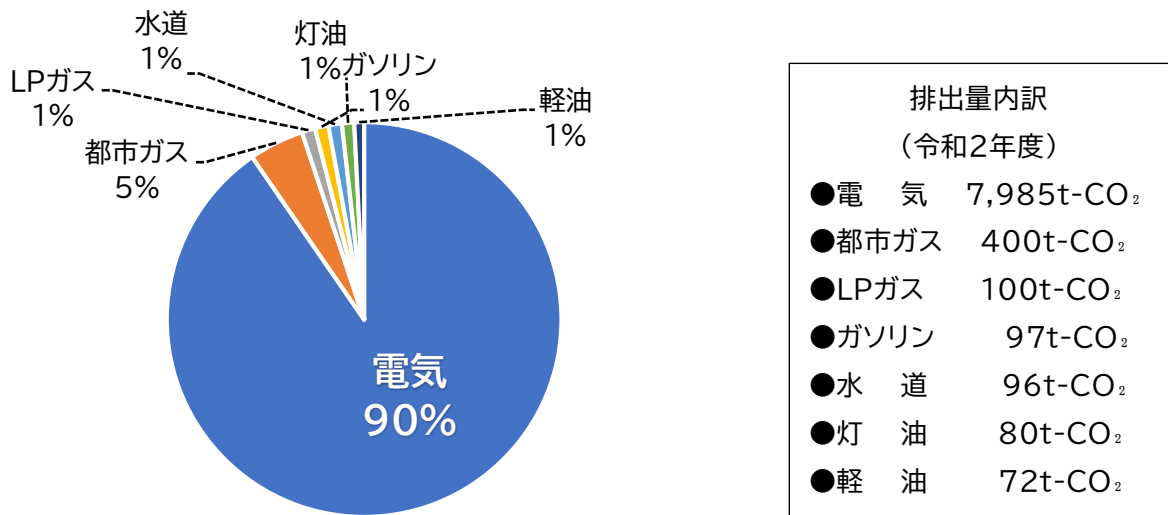


図 2-2 二酸化炭素排出量の内訳(令和 2 年度実績)

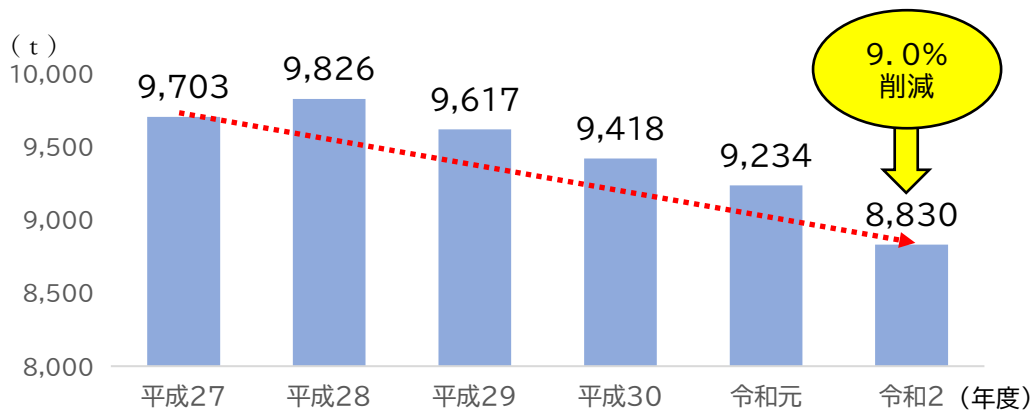


図 2-3 二酸化炭素排出量の推移

・公共施設から排出されるごみの状況

単位 ; kg

	H27 年度 (基準年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
①可燃物	58,198	53,794	47,686	52,370	61,531	66,986
②不燃物	2,244	2,079	2,343	2,601	3,298	2,025
③生ごみ	35,504	43,959	37,499	58,635	65,909	56,135
④粗大ゴミ	1,495	664	860	2,021	4,856	600
⑤陶磁器	571	599	95	105	83	132
⑥缶	2,305	2,097	1,852	2,013	1,504	2,703
⑦ビン	1,111	1,152	1,100	1,060	867	1,372
⑧ペットボトル	1,689	1,727	1,763	2,145	1,819	1,917
⑨雑紙	8,868	8,259	6,490	8,598	8,172	7,655
⑩新聞紙	5,525	4,886	4,079	4,619	3,885	4,032
⑪ダンボール	10,091	9,019	8,177	9,215	8,615	8,653
⑫機密文書※	21,518	17,096	16,637	12,600	0	0
⑬シュレッダー文書					9,268	7,663
計	149,119	145,331	128,581	155,982	169,807	159,873

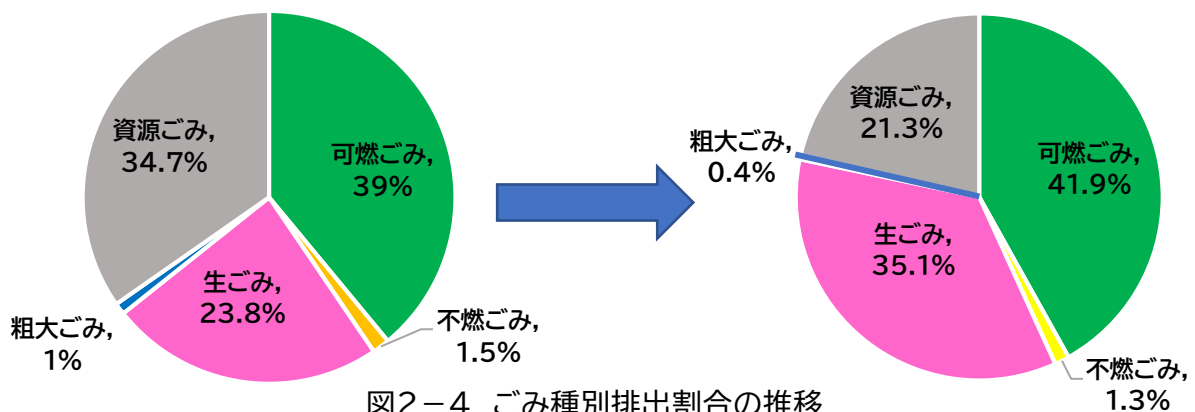
※端数調整をしているため、合計値と一致しない場合があります。

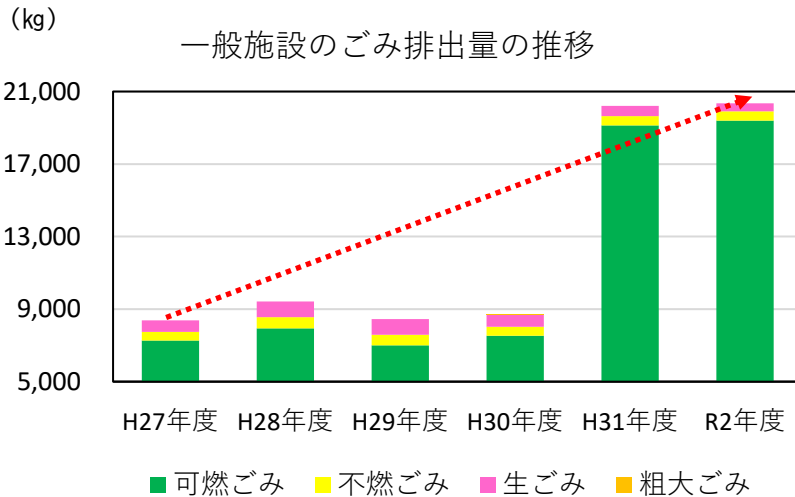
※機密文書は H27 年度～H30 年度までは融解処理のためリサイクル量に含まれますが、R 元年度からは焼却処理のため、発生量は可燃ごみに含まれています。

処理したごみの量 (①～④)	97,441	100,496	88,388	115,627	135,594	125,746
リサイクルしたごみの量 (⑤～⑬)	51,678	44,835	40,193	40,355	34,213	34,127

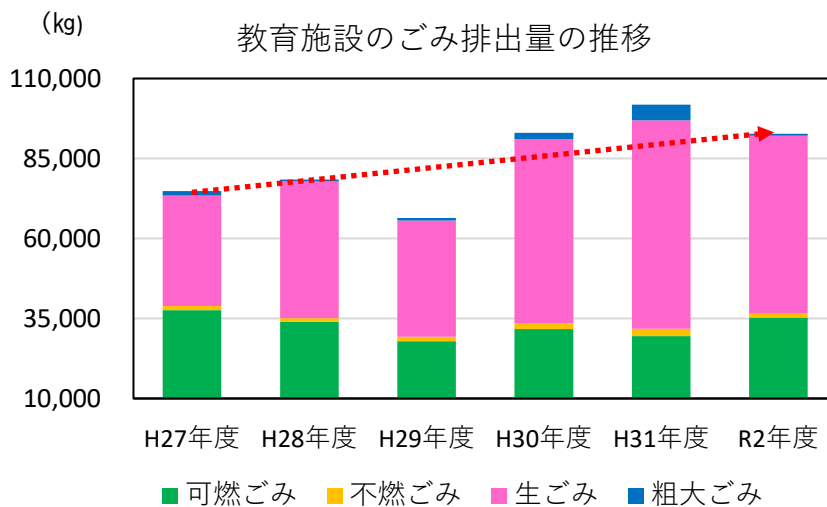
ごみ種別排出割合(平成27年度実績)

ごみ種別排出割合(令和2年度実績)



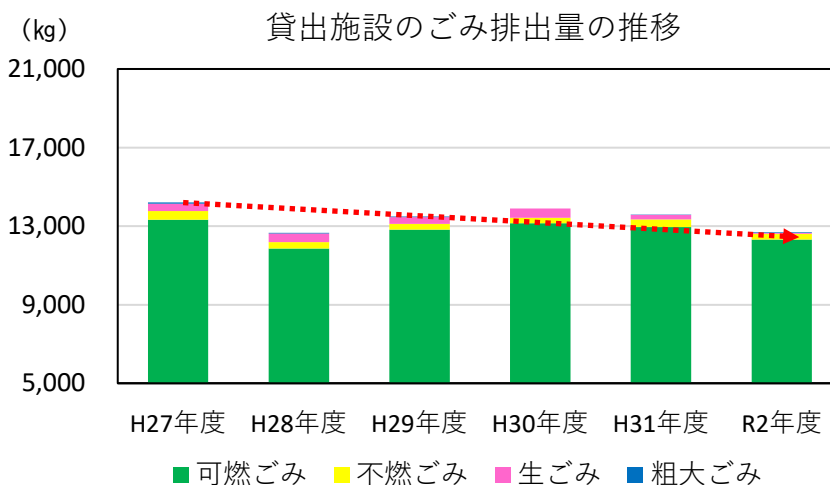


・令和元年度より、これまで溶解処理をしてリサイクルしていた機密文書について焼却処理へ変更したため可燃ごみが基準年度と比較し約2.7倍に増加



・全体量は基準年度と比較して約27%増加

・とりわけ生ごみの量が著しく増加しており、基準年度比で60%以上増となっている



・全体量は基準年度と比較して約11%減少

・排出量の約97%を可燃ごみが占めている

一般施設・・・本庁舎、分庁舎、保健センター、クリーンセンター、青果市場

教育施設・・・保育園(4ヶ所)、幼稚園(2ヶ所)、小学校(8ヶ所)、中学校(5ヶ所)、きぼうの広場

貸出施設・・・自然観察の森、牛久運動公園、牛久運動広場、奥野運動広場、中央生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、かっぱの里生涯学習センター、エスカード生涯学習センター、中央図書館、福祉センター、のぞみ園

図2-5 施設分類別ごみ排出量の推移

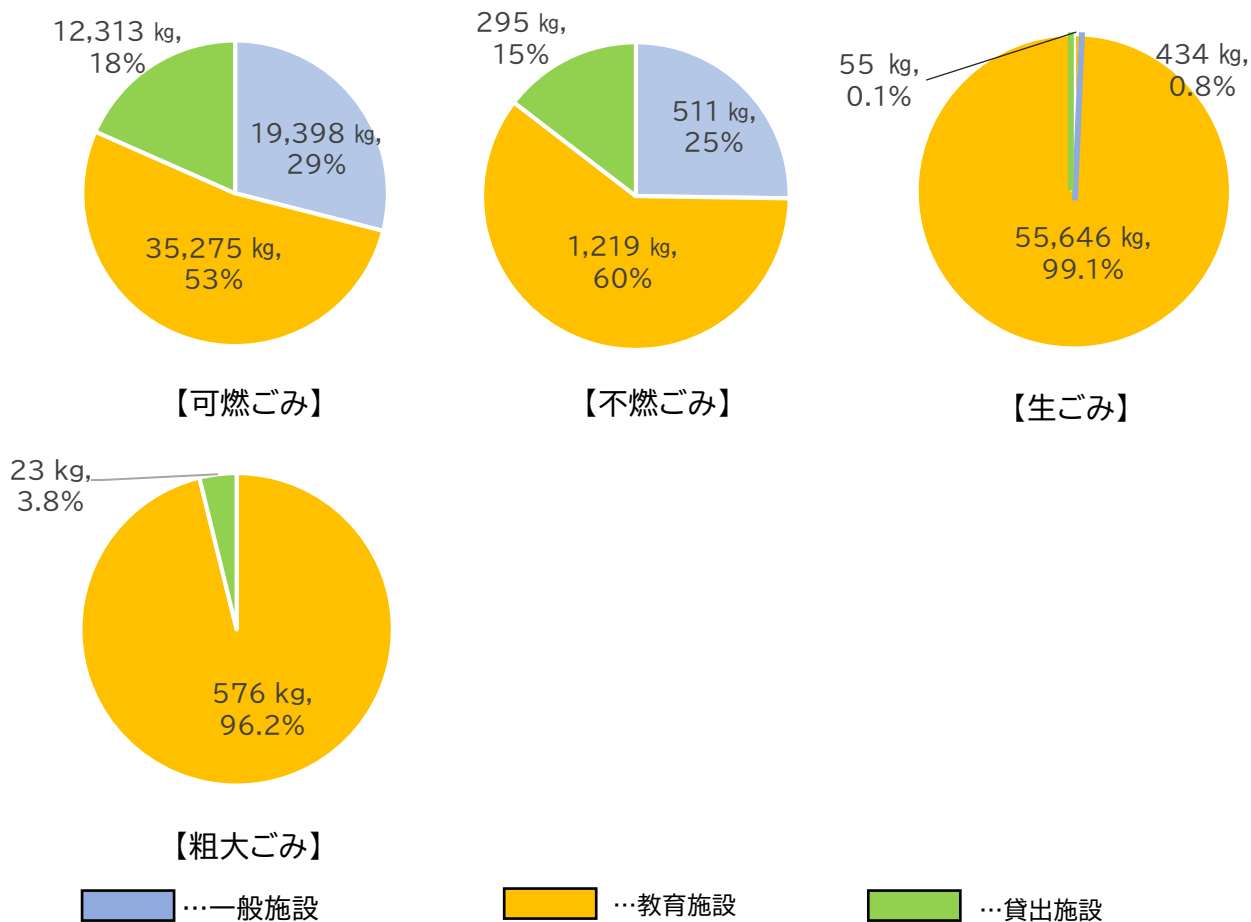


図2-6 ごみ種別での施設排出量割合(令和2年度実績)

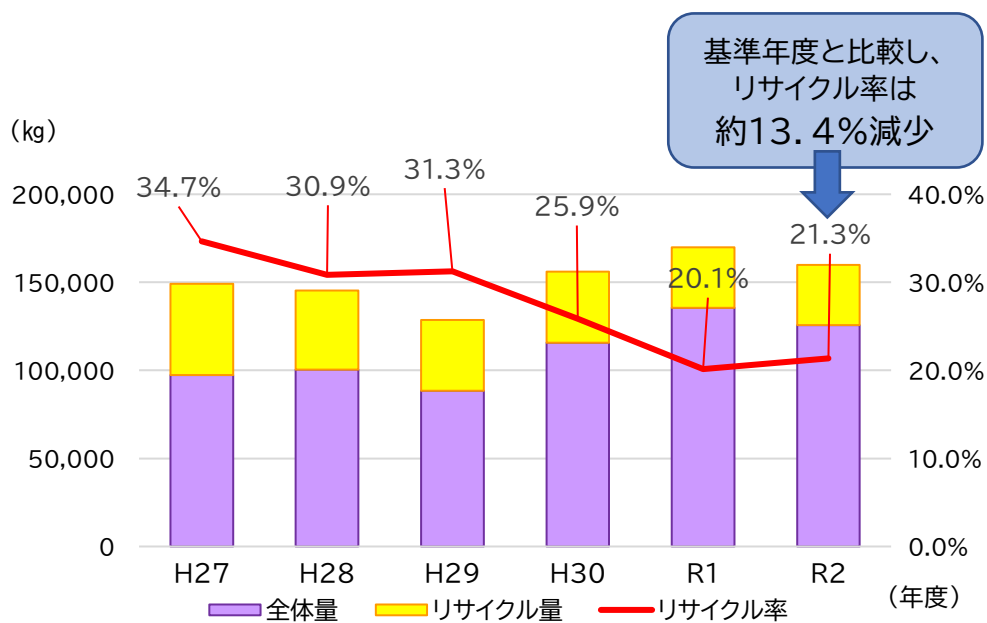


図2-7 公共施設からのごみ排出量に対するリサイクル率

・コピー用紙の使用状況

	H27 年度 (基準年度)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
使用量 (kg)	72,345	75,638	69,700	71,637	70,829	64,651

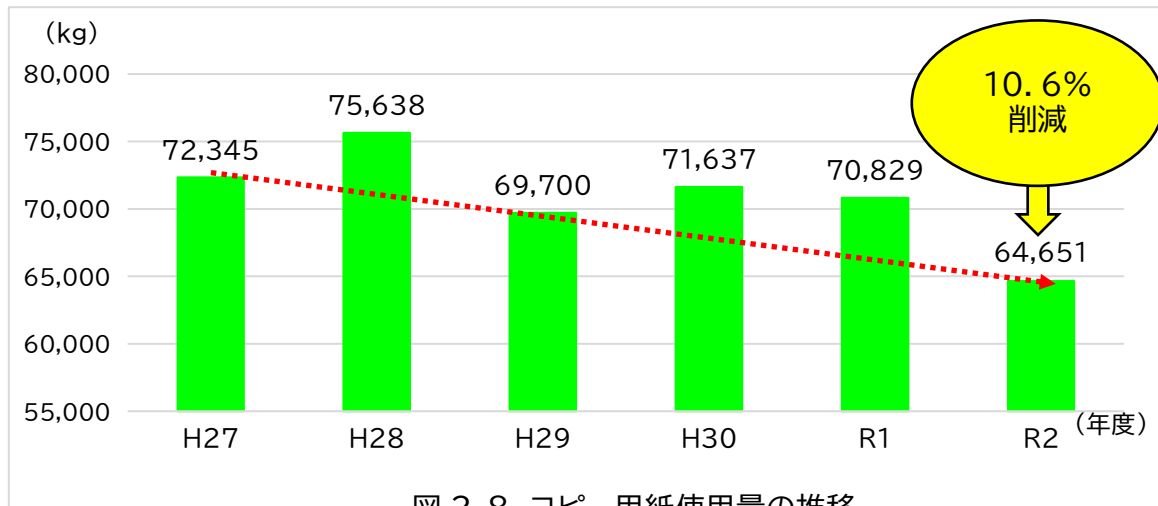


図 2-8 コピー用紙使用量の推移

第 4 期の総括及び第 5 期における課題

エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量は、基準年度である平成27年度より9%削減し目標を達成していますが、一方で市の公共施設から排出されるごみの量は増加しています。

本計画は市の公共施設のみならず市全体から排出されるごみの処理に伴い発生する二酸化炭素の排出量を算定対象としますが、2020(令和2)年度実績で、市の事務事業における二酸化炭素の排出量のうち、全体の約80%がごみ処理によるものとなっています。

第5期では、ごみ処理に伴う二酸化炭素の排出量を削減するため、生ごみの発生を抑制するとともに、可燃ごみに含まれる雑紙やプラスチックなどの資源ごみを徹底して分別することが急務となります。

なぜ、うしくエコオフィス行動計画は市の公共施設だけでなく、市全体から排出されるごみ処理に伴う二酸化炭素排出量を算定対象とするの？



温対法では市の事務事業に伴う温室効果ガスを算定対象にしており、クリーンセンターの事務事業は市の公共施設から出るごみだけでなく、市全体から排出されるごみの処理だからです。市民や事業者と協働してごみを削減しないと目標の達成は不可能であり、私たちは率先して行動し、規範となる必要があります。

第3章 第5期計画の方針及び目標

1 取り組み方針

第5期においては、本市が表明しているゼロカーボンシティの実現を長期目標としながら、下記の方針により取り組んでいきます。

1. 職員一人ひとりの意識の向上

職員一人ひとりが地球温暖化対策の重要性を理解し、市民や事業者の規範となるべく、できる取り組みを確実に実行するものとします。

2. 組織全体での取り組みの実施

地球温暖化対策は効率的・計画的に実行すべきものであることから、組織全体で横断的に取り組むものとします。

3. 結果の把握、評価及び継続的な改善

エネルギー使用量等に基づき、温室効果ガス排出量について毎年度把握・評価し、職場全体で情報を共有します。また、達成できなかった部分は継続して改善に取り組めます。

4. 結果の公表

削減状況は、市のホームページ等を通じて公表し、行政の取り組みに対する市民や事業者の理解と協力を得ていくものとします。



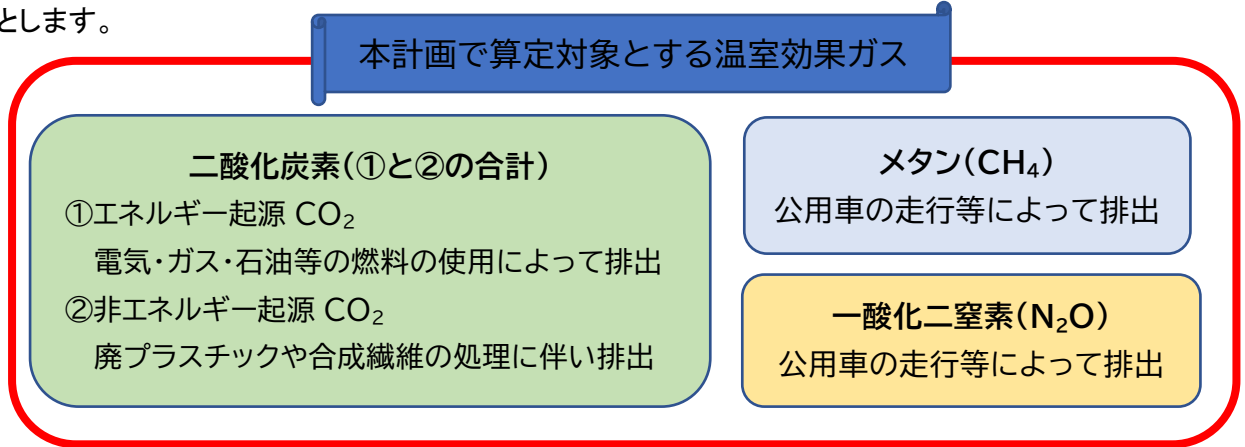
令和4年3月

牛久市長 根本 洋治

2 温室効果ガスの削減目標

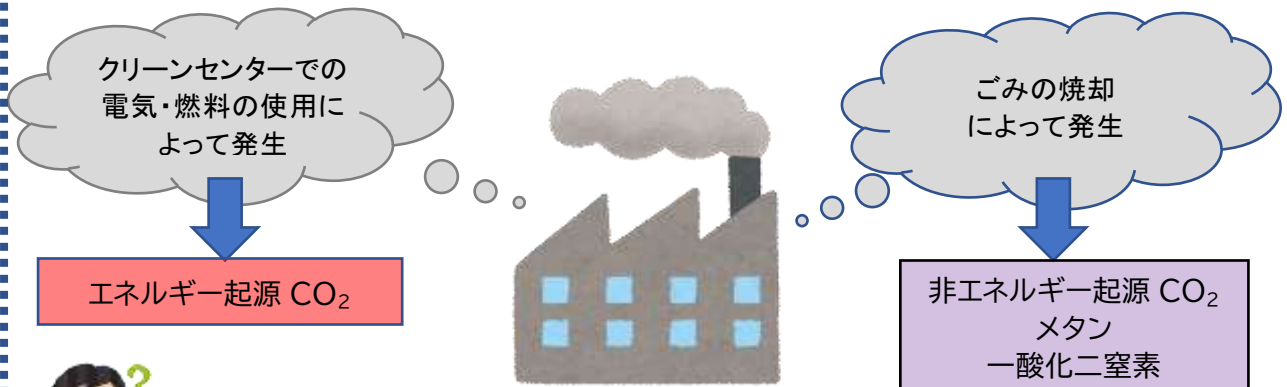
(1) 算定対象とする範囲

これまでは、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量のみを対象としていましたが、第5期より非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素についても数値管理の対象とします。



【参考】 非エネルギー起源CO₂について

ごみ処理に伴いクリーンセンターから排出される温室効果ガスは以下のようになっています



ごみには紙ごみなどもあるのに、なぜ廃プラスチックや合成繊維の焼却だけが非エネルギー起源CO₂の対象になるの？

紙・生ごみ・草木を焼却したときにも二酸化炭素は排出されますが、これらのごみは成長過程で大気中から二酸化炭素を吸収しているため、排出分は相殺されて実質排出量はゼロとみなします。この考え方をカーボンニュートラルといい、これにより非エネルギー起源CO₂の排出はゼロであるため算定対象外となります。



(2) 温室効果ガスの削減目標の考え方

本市は2020(令和2)年7月に、市民・事業者・市(行政)が一体となって2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

本計画においても、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すものとし、中期目標となる2030(令和12)年を見据えたうえで、2026(令和8)年度における削減目標を掲げるものとします。

(3) 温室効果ガスの削減目標

2026(令和8)年度までに
2020(令和2)年度比 18.7%削減 を目指します。

項 目		基準年度実績 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標値(参考) (令和12年度)
温室効果ガス 実質排出量	エネルギー起源	8,830t-CO ₂	7,180t-CO ₂ (▲1,650t-CO ₂)	5,669t-CO ₂ (▲3,161t-CO ₂)
	非エネルギー起源	11,287t-CO ₂	9,176t-CO ₂ (▲2,111t-CO ₂)	7,670t-CO ₂ (▲3,617t-CO ₂)
	計	20,117t-CO ₂	16,356t-CO ₂ (▲3,761t-CO ₂)	13,339t-CO ₂ (▲6,778t-CO ₂)
基準年度比削減率		—	▲18.7%	▲33.7%

◆ 要因別削減見込量【環境基本計画目標年度(令和8年度)】

削減要因	削減量	削減割合
電力のCO ₂ 排出係数改善による削減	1,245t-CO ₂	33.1%
市の取り組みによる削減	2,516t-CO ₂	66.9%
計	3,761t-CO ₂	

電力の排出係数の改善とは

電気事業者が販売する電力は、火力、水力、原子力、太陽光など様々なエネルギーを使って発電していますが、1kwh 発電するために排出する二酸化炭素の量を排出係数といいます。

再生可能エネルギーの割合を多くすればするほど、排出係数は低くなる(改善する)ので、同じ量の電力を使っても発電に伴う二酸化炭素の排出量は削減されることになります。



第4章 具体的取り組み

1 取り組み内容

● 取り組み行動項目

この行動計画では、以下の4項目を取り組み行動項目とし、設定しました。

取り組み行動			取り組み内容
I	市全体の取り組み	(1)	計画推進体制の整備
		(2)	職員の環境意識の向上
II	職員による省エネ行動の推進	(1)	執務環境における省エネ行動
		(2)	業務遂行における省エネ行動
III	施設・設備の省エネ対策の実施及び再エネ利活用の推進	(1)	省エネに関する取り組み
		(2)	再エネに関する取り組み
IV	温室効果ガス削減に向けた間接的な取り組み	(1)	ごみ減量・リサイクルの推進
		(2)	事務事業の効率的運用
		(3)	節水に関する取り組み

I. 市全体の取り組み

(1) 計画推進体制の整備

- ・地球温暖化防止推進委員会を中心とした計画推進体制の整備
- ・PDCAサイクルによる継続的な改善
- ・エネルギー対策会議の開催

(2) 職員の環境意識の向上

- ・環境に関連した研修会の開催
- ・環境内部監査の実施
- ・エネルギー使用量等の報告



II. 職員による省エネ行動の推進

(1) 執務環境における省エネ行動

- ・空調の適正な温度管理(冷房時28℃、暖房時20℃)
- ・未使用時、未使用場所における消灯の徹底
- ・離席時や昼休み時におけるパソコンのカバー閉じの徹底(スリープ機能による節電)
- ・退庁時におけるパソコンの電源ケーブル抜き及びプリンターの電源オフの徹底(バッテリーの長寿命化及び待機電力の削減)
- ・省エネルギータイプの事務機器や電化製品の導入



(2)業務遂行における省エネ行動

- ・オンライン会議の活用を通じた公用車の使用機会の削減
- ・クールビズ・ウォームビズの推奨
- ・ノー残業デーの徹底
- ・エコマーク、グリーンマーク等の環境に配慮した物品の購入
- ・使用頻度の高い消耗品(文具、事務用品)の一括購入、一括管理の徹底
- ・公用車運転時におけるエコドライブの徹底
- ・国民運動「COOL CHOICE」の推進

【環境に配慮した物品であることを示す環境ラベルの一例】

～物品購入時には、環境配慮商品を積極的に選択しましょう～

種類	内容	例示品目
①エコマーク 	ライフサイクル全体において考慮して環境保全に資する商品につけられるマーク	日用品、靴・鞆、家電、電球系LED ランプ、海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品等
②グリーンマーク 	原料に古紙を既定の割合以上使用していることを示すマーク	トイレットペーパー、コピー用紙等
③再生紙使用マーク 	古紙パルプ配合率 100%再生紙であることを示すマーク	用紙類、紙製事務用品、印刷物、衛生用紙
④省エネマーク 	省エネ法により定められた省エネ基準の達成状況を示すマーク(左が省エネ基準 100%以上達成、右は省エネ基準未達成)	エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、電気便座、電子計算機等
⑤国際エネルギースタープログラム 	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク	コンピュータ、ディスプレイ、画像機器等
⑥バイオマスマーク 	生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に適合する商品につけられるマーク(数字はバイオマスが含まれる度数を示しています)	台所用品、文房具、袋・包装容器、インキ等

【エコドライブの具体的実践項目】



出典:エコドライブ普及連絡会、を基に作成。

Ⅲ. 施設・設備の省エネ対策の実施及び再エネ利活用の推進

(1) 省エネに関する取り組み

- ・公共施設の新築、改修時における ZEB 化・長寿命化(省エネ)整備の実施
- ・公共施設における省エネルギー・高効率設備導入の推進
- ・省エネ診断の受診及び診断結果に基づくエネルギー運用の最適化の実施
- ・既存の照明のLED化の推進
- ・公共施設敷地内、屋上及び壁面の緑化や遮光・遮熱効果のあるブラインドやカーテン等の有効活用による空調設備のエネルギー消費の削減
- ・公共施設の設計から建設、運用、解体のプロセスにおける環境負荷に配慮した整備の実施
- ・空調、照明器具等の定期的な点検、清掃による不要なエネルギー消費の削減

(2) 再エネに関する取り組み

- ・公共施設における再生可能エネルギー利用設備導入の推進
- ・公用車の次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)への計画的切り替え
- ・BDF 及び木質ペレット利用設備の活用
- ・太陽光発電の効率的運用の検討



IV. 温室効果ガス削減に向けた間接的な取り組み

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

- ・繰り返し使えるマイ箸、マイボトル、マイバッグの使用を徹底
- ・両面コピー、両面印刷、集約印刷をできる限り行い、紙使用を削減
- ・使用済用紙の裏面利用及び使用済封筒の再使用の徹底
- ・ゴミ箱の適正配置による分別の徹底
- ・生ごみの発生抑制対策の実施及びたい肥化の推進
- ・可燃ごみにおける新聞、雑誌、廃棄文書の再資源化の徹底



(2) 事務事業の効率的運用

- ・ファイリングシステムの継続的な推進
- ・庁内メール等の活用による情報の電子化及び電子決裁の導入



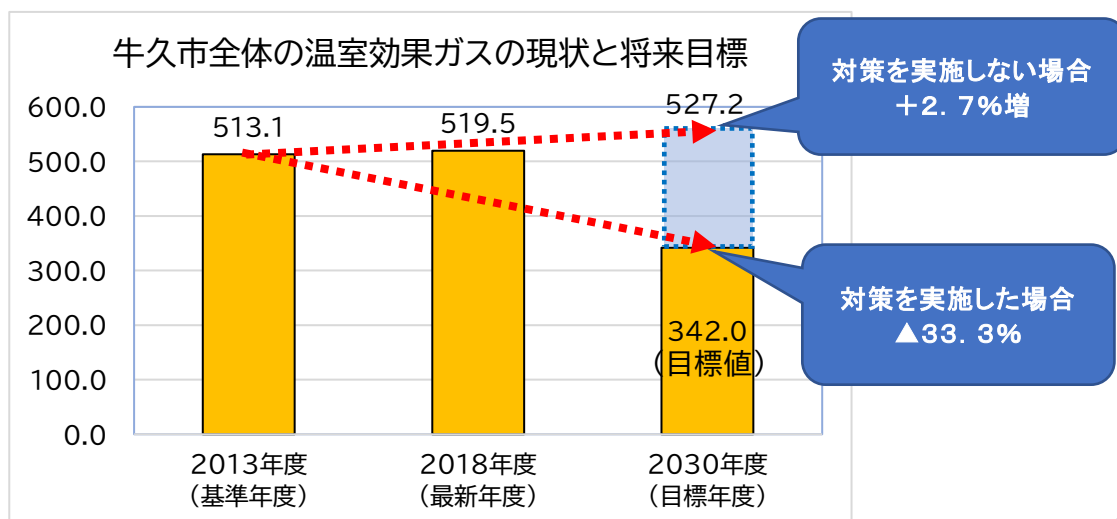
(3) 節水に関する取り組み

- ・蛇口への節水コマの設置
- ・洗浄や手洗い時等の節水の徹底
- ・設備の適正な点検や管理の実施



牛久市全体の温室効果ガス排出量の現状

市役所だけでみると温室効果ガス排出量は減少していますが、牛久市全体で見ると、基準年度である2013年度と比較して1%増加しています。市民や事業者の意識改革や行動の実践を実現するにあたっては、市役所がまず先導的に行動することが必要不可欠です。

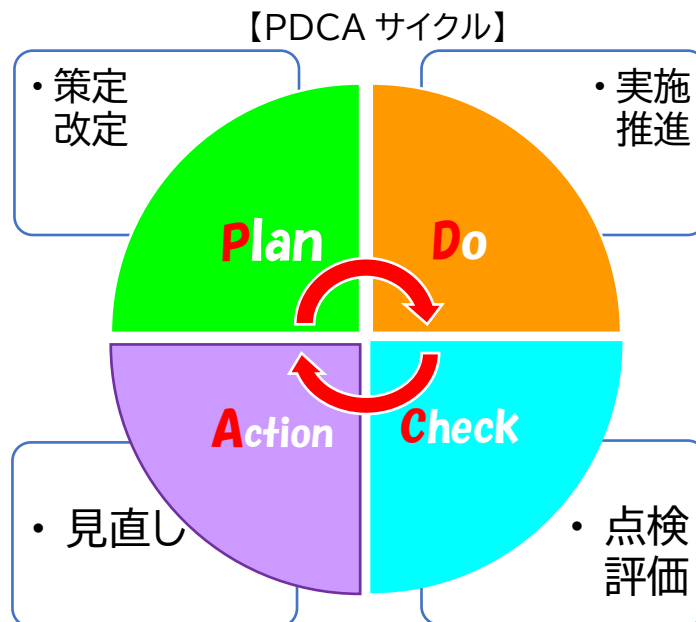


第5章 進行管理と推進体制

1 計画の進行管理

本計画の進行管理は、施策を確実に実行し継続的な改善を図っていくため、PLAN(プラン=計画)、DO(ドゥー=実行)、CHECK(チェック=評価)、ACTION(アクション=改善)のPDCA サイクルによる進行管理を行います。

運用状況や取り組みの実績は毎年度取りまとめて評価を行うものとし、牛久市エネルギー対策実行会議において指導や助言を受けたのち、全職員にフィードバックし継続的な改善を図るとともに、本市のホームページ等において公表するものとします。



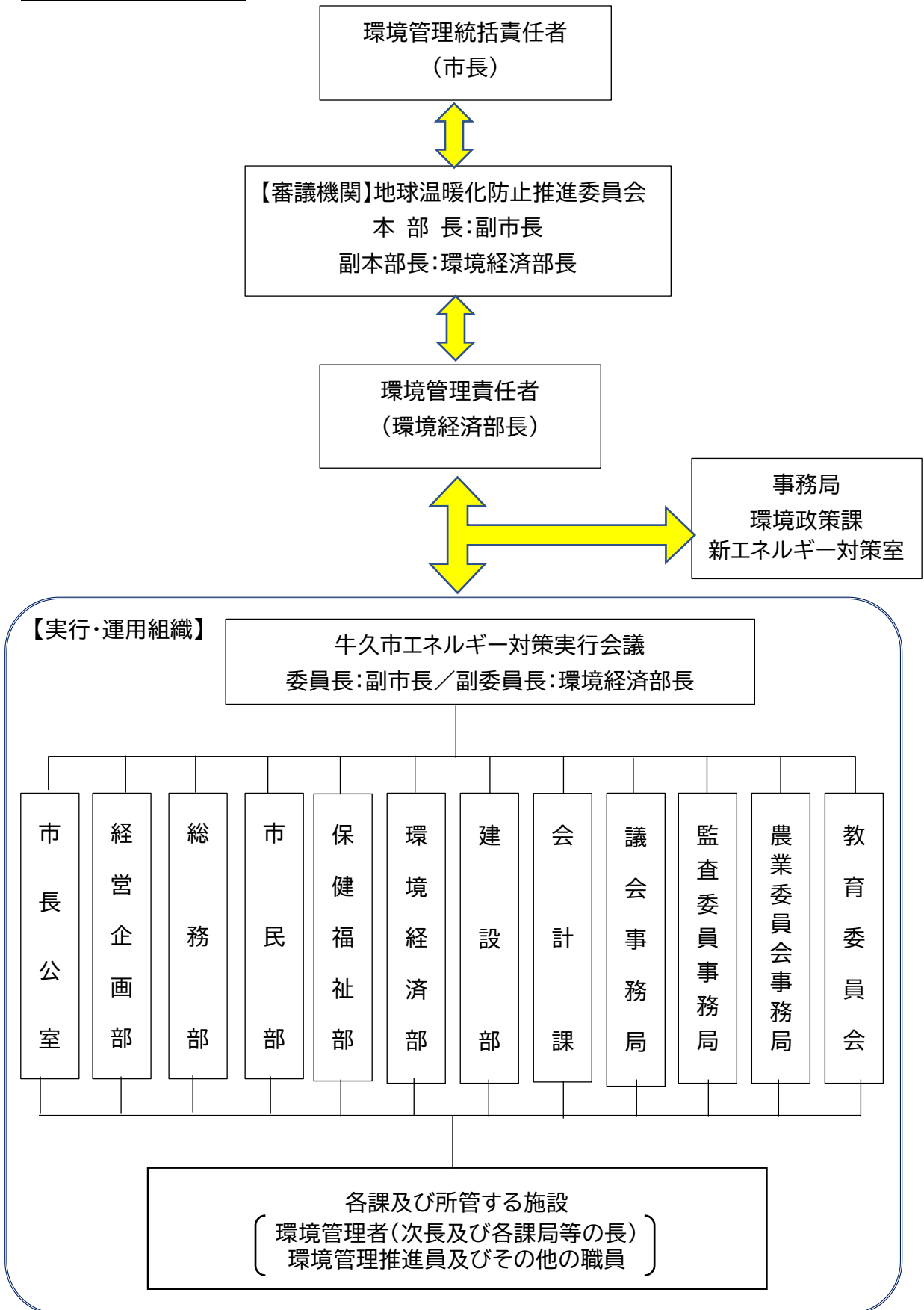
2 計画の推進体制

本計画は、市が実施するすべての事務事業を対象としていることから、次ページに示したように庁内における実行・運用体制を整え、責任及び役割の権限を明確にし、組織全体で取り組みを推進します。

なお、取り組みを組織全体で推進するためには、職員一人ひとりの意識向上と自主的な取り組みの実践が必要不可欠であることから、環境負荷の低減に向けた具体的事例について情報提供を行うとともに、計画を効果的に推進するための研修^{*}を実施します。

^{*}資料編 3 2 ページ参照

★行動計画推進体制



★行動計画における主な責任と権限

役 職	主な責任と権限
環境管理統括責任者 (市長)	(1) 行動計画書を承認する。 (2) 計画の見直しを指示する。 (3) 行動結果を承認し、公表を指示する。
地球温暖化防止推進 委員会	(1) 提案された計画書(改定を含む)を審議する。 (2) 行動結果の評価の妥当性を審議する。
環境管理責任者 (環境経済部長)	(1) 実行組織の責任者として、行動計画を進行管理する。 (2) 事務局に計画の策定及び見直しを指示する。 (3) 事務局に行動実行運用の点検及び指導を指示する。 (4) 行動結果を審査する
各部等の長	(1) 部内における行動計画を統括する。 (2) 部内職員の意識向上に努める。 (3) 部内の行動実行運用状況を監視し、環境管理者に指導、指示する。 (4) 環境管理責任者の指示、通知について部内の環境管理者に伝達する。
環境管理者 (次長及び各課局等の 長)	(1) 課局内における行動計画を統括する。 (2) ミーティング等を活用し、課内職員の意識向上に努める。 (3) 課局内の行動実行運用状況を監視し職員に指導、指示をする。 (4) 環境管理者が指名し環境管理推進員を1名置く。※管理施設を有する課局は、施設毎に環境管理推進員の補助員を置くことができる。
環境管理推進員	(1) 課内の行動内容の普及に努める。 (2) 環境管理者とともに職員の意識向上に努める (3) 課局内の行動の実行運用状況を監視し、職員等に指導、指示をする。 (4) 課局内における報告書等の取りまとめを行う。
エネルギー対策実行 会議	(1) 市内公共施設のエネルギー消費削減計画を立てる。 (2) 市内公共施設のエネルギー消費削減に必要な措置を指示指導・助言する。 (3) 市内公共施設のエネルギー削減を実行する。
事務局	(1) 計画書(改定を含む)を立案する。 (2) 各課局等の行動の実行運用状況の点検及び指導を行う。 (3) 行動の実行運用状況及び取り組み実績を取りまとめる。 (4) 行動結果の公表作業を行う。 (5) 計画に必要な情報を収集する。

資料編

目次

◆牛久市地球温暖化防止実行計画実施要綱	28～30
◆牛久市エネルギー対策実行会議設置要領	31
◆研修実施要領	32
◆調査対象施設等	32～33
◆管理項目及び調査内容	33～35
◆調査報告要領	35
◆ごみの分別表	36～38
◆ごみ箱等の配置	39～40

◆牛久市地球温暖化防止実行計画実施要綱

平成 13 年 3 月 13 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 8 条の規定に基づき、牛久市の実施する事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）の推進について必要な事項を定める。

(対象範囲)

第 2 条 実行計画の対象範囲は、牛久市の事務及び事業に係るすべての施設とする。

(委員会の設置)

第 3 条 実行計画を推進していくため、牛久市地球温暖化防止推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画に係る審議に関すること。
- (2) 実行計画の効率的推進に関すること。
- (3) その他実行計画に関して、必要な事情に関すること。

(組織)

第 5 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、環境経済部長をもって充てる。

4 委員は、教育長、市長公室長、環境経済部長を除く各部の長及び議会事務局長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第 6 条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

(責任者等の配置)

第 8 条 実行計画の円滑な推進を図るために、次の各号に掲げる責任者等を置く。

- (1) 環境管理統括責任者
- (2) 環境管理責任者
- (3) 環境管理者
- (4) 環境管理推進員

(環境管理統括責任者)

第 9 条 環境管理統括責任者は、市長をもって充て、実行組織の責任者として実行計画を推進する。

(環境管理責任者)

第10条 環境管理責任者は、環境経済部長をもって充て、実行組織の責任者として実行計画を推進する。

(環境管理者)

第11条 環境管理者は、各課局等の長をもって充て、各課局等における実行計画の推進管理を統括する。

(環境管理推進員)

第12条 環境管理推進員は、各課局等の長が指名する職員をもって充て、環境管理者を補佐し実行計画を推進する。

(庶務)

第13条 実行計画の推進についての庶務は、地球温暖化防止実行計画推進担当課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の交付の日から平成13年3月31日までに間において、この要綱による改正後の第5条の規定中「環境部長」とあるのは「市民環境部長」と、「建設部長」とあるのは「産業建設部長」とし、第14条の規定中「環境部長」とあるのは「市民環境部長」とする。

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月30日訓令第5号)

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 4 号）
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日訓令第 2 号）
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 3 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 2 号）
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

◆牛久市エネルギー対策実行会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 牛久市の公共事業におけるエネルギー消費の削減計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために牛久市エネルギー対策会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市内公共施設におけるエネルギー消費削減計画を立案すること。
- (2) 市内公共施設へのエネルギー消費削減に向けた指導・助言をすること。
- (3) 前項各号に掲げるもののほか、エネルギー消費の削減に関する事項。

(構成員)

第3条 実行会議の構成員は別表のとおりとする。

(組織)

第4条 実行会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、実行会議を統括する。
- 3 副委員長は、環境経済部長をもって充て、委員長を補佐する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 実行会議は委員長が招集する。

(分科会)

第6条 エネルギー消費の削減計画を推進するため、実行会議に分科会を置くことができる。

(事務局)

第7条 実行会議の庶務は、環境経済部環境政策課及び新エネルギー対策室が処理する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

(一部改正)

この要領は、平成29年5月16日から施行する。

◆研修実施要領

この行動計画の内容を職員一人ひとりが理解し行動するため、また環境保全に対する意識の向上を図るために、年1回以上の環境研修を行います。

名 称	対象者	目 的
A種環境研修	○環境管理推進員	・計画の目的や目標を理解するとともに、課内において先導的役割を果たすべく、地球温暖化対策に関し専門的な知識を習得する
B種環境研修	○新任職員	・本市の温室効果ガスの現状について理解するとともに、行動計画の基礎的な知識を習得し、各自の責務を自覚する
C種環境研修	○一般職員 ※会計年度職員、臨時職員等含む	・取り組みの実践にあたり、一般的な環境に対する自覚を高める

◆調査対象施設等

調査及び報告を要する部署は、下表のとおりとする。**なお、建物本体のほか敷地内の屋外照明等も報告対象に含むものとする。**

部等	課等	施設名等
総務部	管財課	本庁舎、分庁舎、第三分庁舎
市民部	地域安全課	防犯灯
保健福祉部	社会福祉課	総合福祉センター、のぞみ園
	こども家庭課	子育て広場
	保育課	つつじが丘保育園、向原保育園、栄町保育園、下根保育園
	健康づくり推進課	保健センター
建設部	都市計画課	自然観察の森、街区公園、牛久駅東西口公共施設、ひたち野うしく駅東西口公共施設
	道路整備課	道路照明灯
	下水道課	ポンプ場・ポンプ室
環境経済部	環境政策課	バイオマス製造施設
	廃棄物対策課	クリーンセンター
	農業政策課	青果市場
	商工観光課	アヤマ園

部等	課等	施設名等
教育委員会	教育企画課	児童クラブ
	学校教育課	牛久小学校、岡田小学校、牛久第二小学校、中根小学校、向台小学校、神谷小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校、牛久第三中学校、下根中学校、牛久南中学校、ひたち野うしく中学校、おくの義務教育学校、第一幼稚園、第二幼稚園
	指導課	教育センターきぼうの広場
	文化芸術課	女化青年研修所、雲魚亭、住井すゑ文学館
	生涯学習課	中央生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、エスカード生涯学習センター、かっぱの里生涯学習センター
	スポーツ推進課	牛久運動公園、運動広場
	中央図書館	図書館本館
全課・室・所共通		公用車

◆管理項目及び調査内容

① 紙の使用量

紙の使用量の把握方法			
項目	内容		
調査方法及び報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等で使用しているコピー用紙使用量は、消耗品管理システムの払出量から算出するものとする。なお、随時購入している部署の場合は、購入量から残量を差し引いた量を使用料として算出するものとする。 ・用紙の規格別(A4、A3、B5、B4)に使用枚数を把握したのち、A4枚数及び重量に換算し、総合計を算出する。 		
	1箱の枚数及び重量		
	規格	枚数(単位:枚)	重量(単位:kg)
	A4	2,500	10.4
	A3	1,500	12.5
	B5	2,500	7.8
	B4	2,500	15.6
調査部署	コピー用紙を使用する全ての部署とする。		

② 電気・ガス・水道・灯油の使用量

電気、ガス、水道、灯油の使用量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・各請求書から使用量・使用料金を算出する。
調査部署	各施設管理部署及び灯油購入部署とする。

③ ガソリン・軽油の使用量(公用車管理主管課)

ガソリン、軽油の使用量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・庁舎等で使用している公用車の燃料は、各請求書から使用量・使用料金を算出する。 ・燃料使用量・料金は、燃料の種類別に集計する。
調査部署	各公用車管理部署とする。

④ ごみの排出量

ごみの排出量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・以下の項目ごとに分別所に集積されたものを計量し算出する。 ○可燃物(機密文書焼却分含む) ○不燃物 ○粗大ごみ ○生ごみ(学校においては調理くずと給食残渣を区別して報告)
調査部署	各施設管理部署及び総務課

⑤ リサイクル量

リサイクル量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・以下の調査項目ごとに、ごみ分別所に集積されたものを計量し算出する。 ○缶 ○ビン ○白色トレイ ○ペットボトル ○陶磁器 ○コピー用紙 ○雑紙 ○封筒 ○包装紙 ○新聞紙 ○ダンボール ○雑誌・カタログ ○たい肥化した生ごみ ○シュレッダーされた紙 ○プラスチックごみ ○エコキャップ
調査部署	各施設管理部署とする。

⑥ 走行距離の把握(公用車管理主管課)

走行距離の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・運転日誌から毎月1日から月末までに走行した距離を報告する
調査部署	管財課 車両管理室

⑦ 太陽光発電量及び売電量

発電量及び売電量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	・発電量は集計システムから月ごとに集計した結果を報告し、売電量は電力会社からの買電の通知に基づき報告する。
調査部署	各太陽光発電設備管理部署とする。

⑧ペレット使用量

使用量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ペレット焚き冷温水機は充填量を月ごとに報告する ・ペレットストーブは月ごとに<u>実際に使用した量</u>(購入量ではない)を月ごとに集計した結果を報告する(20kg/袋)。
調査部署	各対象設備管理部署とする。


⑨BDF 使用量


使用量の把握方法	
項目	内容
調査方法及び報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションシステムは集計システムから月ごとに集計した結果を報告する。 ・公用車は給油時のレシートを月ごとに集計した結果を報告する。
調査部署	各対象設備及び公用車管理部署とする。

◆調査報告要領

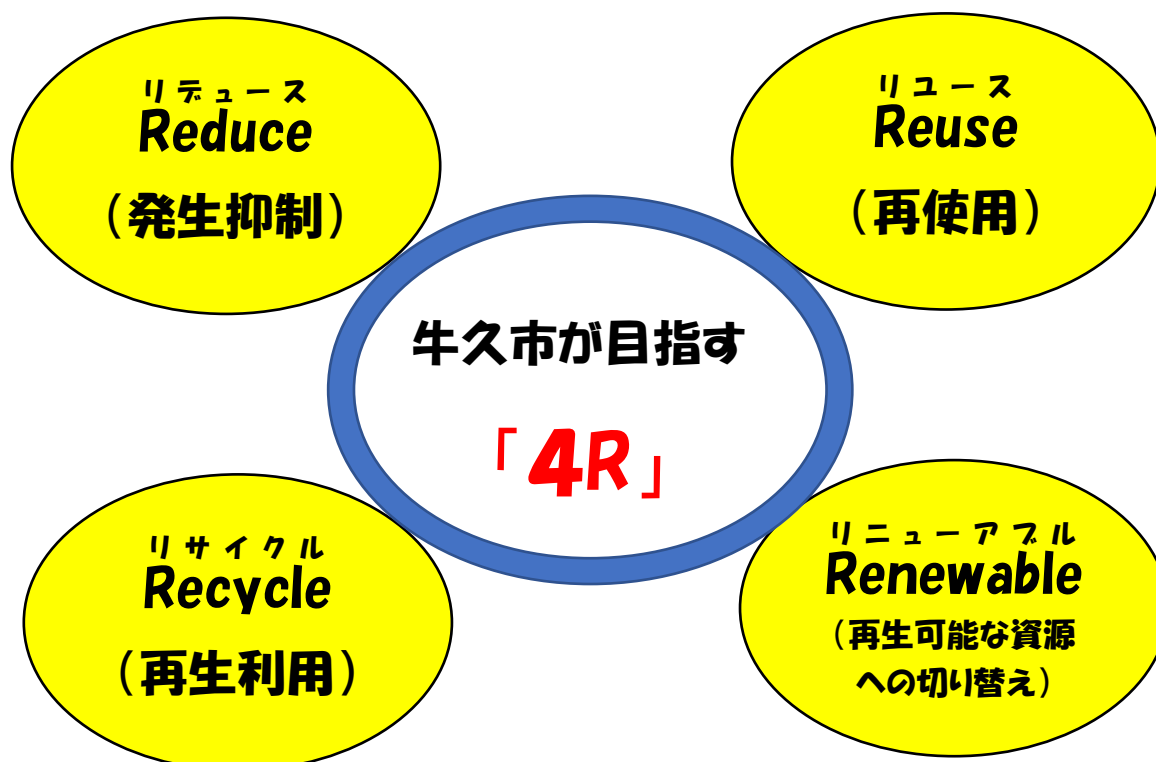
調査時期	1回/月
報告期限	翌月の15日までです。
報告方法	<p>全庁共有⇒環境政策課⇒地球温暖化防止計画⇒報告システム⇒公共施設エコ報告フォルダ内のエコオフィス報告システムにより報告する。</p> <p>※ネットワークが繋がっていない施設については所管課で取りまとめること</p>

◆ごみの分別表

種 類	品 目 (例)	処 分 方 法
可燃ごみ	<p>【日用品】 ティッシュペーパー、マスク、ストロー、使用済の割り箸</p> <p>【事務用品】 シュレッダーくず、付箋、シール、複写用紙、圧着はがき、感熱紙、写真、鉛筆、とじひも</p> <p>【食品容器】 内側がアルミコーティングされている紙パック飲料容器、カップ麺のふた、防水加工された紙コップ</p> <p>【その他】 木くず(長さ60cm 以下・直径10cm 以下のもの)、革製品(長靴、運動靴、革靴等)、塩化ビニール製品</p>	焼 却
プラスチックごみ	<div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>R4年度より市役所内でプラスチックごみの分別に取り組みます。</p> <p>プラスチックごみとするものは下記の条件を満たすものとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>①プラマークのある汚れていないもの</p> <p>②プラマークがなくても、以下の①～③の条件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックでできた「容器」「包装」である ・中身が商品である ・商品と分離した後、不要となる <p>※必ず洗ってからごみ箱に入れてください！</p> </div> </div> </div> <p>【日用品】 シャンプー、リンス、洗剤、乳酸菌飲料の容器等</p> <p>【食品容器、袋、ラベル】 卵やいちごのパック、豆腐や味噌の容器、カップ麺容器、ヨーグルトやプリン、ゼリーの容器、菓子やパンの袋、レジ袋、ペットボトルのラベル、持ち帰り用の弁当容器、果物ネット、せんべいなどの菓子袋の中の固定用仕切り、色付きの肉・野菜・魚を入れたトレイ及び吸水シート</p> <p>【その他】 発泡スチロール製緩衝材(いわゆるプチプチシート)、薬(錠剤)のシート</p>	リサイクル

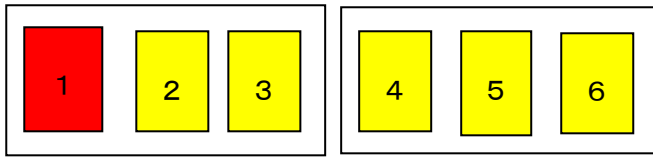
不燃ごみ	<p>【日用品】 ファイル金具、スプレー缶、使い捨てカイロ、傘、アルミ箔</p> <p>【事務用品】 シャープペン等金属を含み材質が1つでないもの</p> <p>【食品容器】 飲料ビン・缶の金属ふた</p> <p>【その他】 窓ガラス、蛍光灯、電球(LED 照明除く)、鏡、食品以外のびん、小型電気製品(電卓等指定袋に入るもの)、針・釘・カッター(紙などで包んで出す)</p>	焼却 ※金属はリサイクル
白色食品トレイ	白色食品トレイ、白色発泡スチロール	リサイクル
生ごみ	茶殻やコーヒーかす、昼食等により出た残飯 ※水切りを徹底すること	焼却 ※一部リサイクル
粗大ごみ	ロッカー、机、椅子等の大きな備品	リサイクル
雑紙	<p>【日用品】 ティッシュペーパーの空箱(フィルムは可燃ごみ)</p> <p>【事務用品】 ちぎった紙や丸めた紙(メモ用紙等)、ノート、テプラ空箱、ファイリング用フォルダ(ガイドラベルの部分は可燃ごみ)、紙製バインダー(金具は不燃ごみ)</p> <p>【食品容器】 割り箸袋、菓子箱、ポスター、カレンダー(金具は取り外すこと)</p> <p>【その他】 チラシ、タバコの空箱(フィルムはプラスチックごみ)</p>	 紙マーク リサイクル
コピー用紙	裏面利用後のコピー用紙(機密性のないもの)	リサイクル
封筒(茶色:クラフト紙)	※窓加工された封筒で、透明のセロファン窓の場合は、切り取り可燃ごみへ	リサイクル
封筒(その他)		
缶	ジュースや食品が入っていた缶(金属のふたは不燃ごみ)	リサイクル
びん	ジュースや食品が入っていたびん(金属のふたは不燃ごみ)	リサイクル
ペットボトル	ジュース等のペットボトル ※ラベルはプラスチックごみ、キャップは寄付用の専用ボックスへ	リサイクル
陶磁器	割れた食器等	リサイクル
ダンボール		リサイクル

5 段 ボ ッ ク ス	包装紙 (コピー用紙用)	牛久市で購入しているコピー用紙の包装紙 ※A4サイズ程度に折りたたむ	リサイクル
	包装紙 (茶色:クラフト紙)	印刷物納入用の茶色の包装紙 ※A4サイズ程度に折りたたむ	リサイクル
	包装紙 (その他)	上記以外の包装紙(店舗等で利用しているもの等) ※A4サイズ程度に折りたたむ	リサイクル
	新聞紙		リサイクル
	雑誌 カタログ	雑誌、カタログ、パンフレット	リサイクル
シュレッダー (リサイクル可)	コピー用紙、名刺及びメモ用紙(個人情報を含んでいる、 又は機密性があるもの) ※シュレッダー幅は5mm以下とする	リサイクル	
シュレッダー (リサイクル不可)	感熱紙、防水加工紙、写真、捺染紙(アイロンプリント等) 複写紙、圧着はがき(個人情報を含んでいる、又は機密性 があるもの) ※シュレッダー幅は5mm以下とする	焼 却	
廃 棄 文 書	ファイリングシステム(移し替え・引継ぎマニュアル)参照	リサイクル	
乾 電 池	使用済み乾電池	リサイクル	



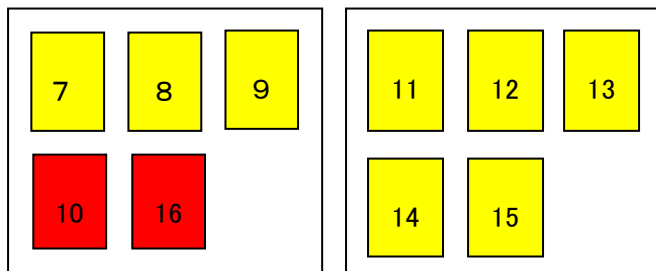
◆ごみ箱等の配置

事務室などの標準配置



- 事務室内の標準配置とし、1ヶ所に集約する。
- 配置場所を明示する。
- 3、4、5、6については、空箱等を利用し保管場所を設置する。

番号	ごみ箱等の種類
1	可燃ごみ
2	雑紙
3	プラスチック製容器包装
4	コピー用紙(両面使用・機密性無)
5	封筒(茶色:クラフト紙)
6	封筒(その他)

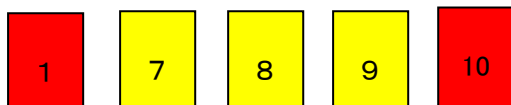


- 排出量の少ないものは、階層毎又は施設毎に集約し配置する。
- 排出量の少ないものは、適宜個数(ごみ箱の種類)を減らすことができる。
- 11～15については、5段ボックス等を利用する。

番号	ごみ箱等の種類
7	ペットボトル
8	びん
9	缶
10	不燃ごみ
11	包装紙(コピー用紙用)
12	包装紙(茶色:クラフト紙)
13	包装紙(その他)
14	新聞紙
15	雑誌・カタログ
16	生ごみ



ロビーなどの人が集う場所の標準配置



- 排出量の少ないものは、階層毎又は施設毎に集約し配置する。
- 排出量のないものは、適宜個数(ごみ箱の種類)を減らすことができる。
- 施設内の自動販売機で販売される缶、びん、ペットボトルの回収は設置者が行なう。



番号	ごみ箱の種類
1	可燃ごみ
7	ペットボトル
8	びん
9	缶
10	不燃ごみ

その他

種類	回収方法	備考
ダンボール	直接集積所に運ぶ	まとめて出す場合、十字に縛る。
陶磁器	直接集積所に運ぶ	
白色トレイ	直接集積所に運ぶ	
片面使用コピー用紙	裏面利用ボックスへ (プリンター周辺)	個人情報が含まれている又は機密性があるものについてはシュレッダーし、そうでないものは裏面利用後、回収ボックスへ
乾電池(使用済)	乾電池回収缶へ	(本庁舎玄関)



- ※ 生ごみのうち調理くずについては、たい肥化を推進すること。
- ※ 上記については標準配置を示すものであり、この基準以外の配置を必要とする場合は、施設管理者が必要最小限、適正に配置することができます。